

全代会内規の改訂について

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議

森本ひのき

以下の通り、全代会の内規に改正すべき点があったため、全代会内規「全学学群学生代表者会議について」第三十九条「改正の議決については、他の議案と同様に行う」に基づき改訂を行う。

記

- 全代会の名称が変更前の物になっていること。(2箇所)
- 参照すべき副学長決定の「条」が異なっていること。(20箇所)

なお、詳しい変更点については新旧対応表を参照されたい。

以上